

## 農業委員会に関する法律が改正されました

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、同年 9 月 4 日に公布されました。

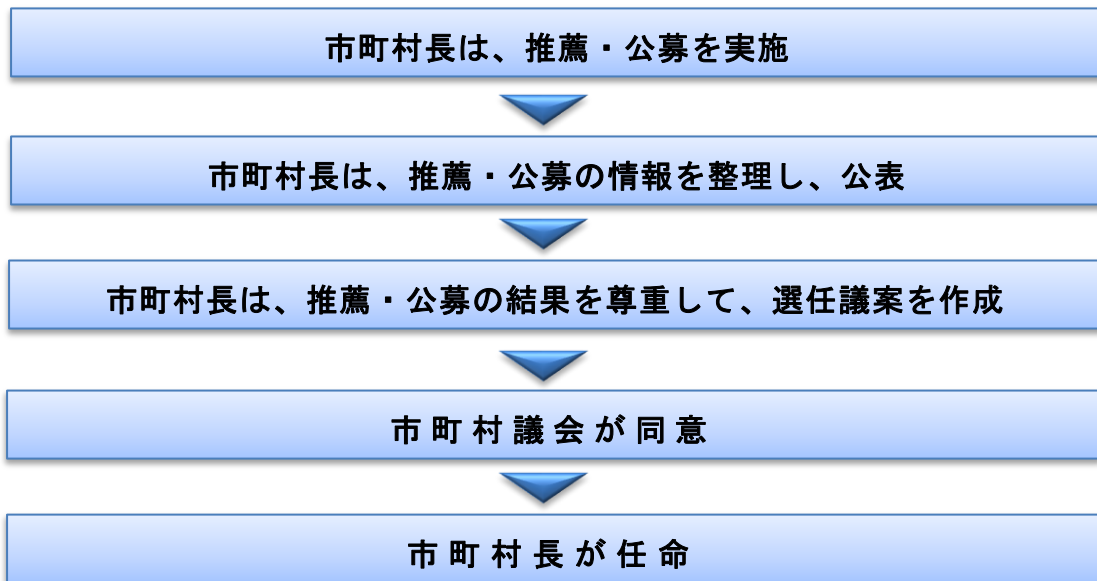
これにより、農業委員会法については、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を促進するため、(1) 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、(2) 農地利用最適化推進委員の新設、(3) 農業委員会ネットワーク機構の指定等の改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

### ◇農業委員の選出方法の変更

**現在** ○選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用。

#### 改革の方向

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする
- 委員の過半を原則として認定農業者とする。
- 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができるものを 1 人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。



### ◇農地利用最適化推進委員の新設

#### 改革の方向

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。
- 推進委員は、みずからの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

※幕別町は遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村として、「農地利用最適化推進委員」を委嘱しないことができる市町村として公告されています。